

岸和田市公共施設予約システムについて

個人登録・・・グラウンドとテニスコート等の屋外施設が利用できます。

市内在住・在勤・在学の方は「市内登録」となり、抽選申し込みができますが、それ以外の方は「市外登録」となり、抽選には参加できません。申請者本人の口座で登録します。

団体登録・・・体育館等の屋内施設が利用できます。

チーム名・代表者・副代表者を決め、2人以上の団体で登録できます。代表者の口座で登録します。

「市内」・「市外」に関わらず抽選に参加できます。

◎対象スポーツ施設と登録種別

施設の種別	施設の名 称	登録の種別
体 育 館	総合体育館・中央体育館・南公園・中央公園管理棟 浜工業公園管理棟	団 体 登 録
グラウンド	中央公園スポーツ広場・浜工業公園球技広場（1・2） 牛ノ口公園運動広場・葛城運動広場・春木運動広場 八木運動広場・久米田公園運動広場	個 人 登 録
テニスコート	中央公園・浜工業公園・牛ノ口公園・野田公園 春木台場・葛城の各テニスコート	個 人 登 録

登録手続きについて

- ① 「岸和田市スポーツ施設使用料等預金口座振替納入依頼書」及び「岸和田市公共施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入し、所定の金融機関（裏面参照）で手続きをします。
- ② 金融機関での手続きが終わった後、必要な書類等を持って総合体育館の窓口で登録手続きを行います。

- 個人登録で申請者本人が来る場合
 - 申請書（金融機関での受付をし、押印していること）
 - 申請者自身の本人確認ができるもの（運転免許証など）
- 団体登録で代表者本人が来る場合
 - 申請書（金融機関での受付をし、押印していること）
 - 団体代表者の本人確認ができるもの（運転免許証など）
 - 団体登録カード（登録構成員の情報が記入済みのもの）

問い合わせ先

○岸和田市総合体育館

〒596-0044 岸和田市西之内町 45 番 1 号 電話 072-441-9200

※お問合せは午前9時から午後9時30分まで（日曜・祝日は午後5時まで）

（月1回不定休・12月31日～1月2日は除く。）をお願いします。

○岸和田市教育委員会スポーツ振興課

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市役所旧館地下 1 階

電話 072-447-7072

※お問合せは月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は除く。）

の午前9時から午後5時30分までの時間帯をお願いします。

<切り取り線>

年 月 日

代理権授与通知書

岸和田市長 様

本	住 所	町 丁目	番地 番 号
人	氏 名	Ⓜ	

私に係る、岸和田市スポーツ施設使用料等預金口座振替納入、予約システム利用者登録（申請・廃止）届出につき、下記の者を私の代理人と定め、その権限を委任したので通知します。

代 理 人	住 所	町 丁目	番地 番 号	
	氏 名	Ⓜ		
	生 年 月 日	西 暦	年 月 日	本人との続柄
	電 話 番 号	[自宅]・携帯[]		

※申込内容の確認のため、本人または代理人の方へご連絡させていただく場合があります。

※本人が申請に来られない場合、同居家族の方が代理人として手続きすることが出来ます。ただし本人からの代理権授与通知書（下記の通知書）と本人の身分証明書（運転免許書等、コピー可）、代理人の方の本人確認ができるものをお持ちください。

岸和田市公共施設予約システムについて

◎「岸和田市公共施設予約システム」

市内にある公共施設のご利用の予約や使用料の支払いがより簡便に行えることにより、ご利用の機会の拡大や均等化を図ることを主な目的として令和4年（2022年）2月から稼働しています。このシステムにより、インターネットからスポーツ施設のご利用の抽選申込や利用申請ができるとともに、利用料金の口座振替による自動引落が行えるようになります。

利用者登録 ※必ず読んでください。

◎このシステムを利用してスポーツ施設を使用し、利用料金を口座振替による自動引落により処理するためには、事前に利用者登録していただく必要があります。

◎利用者登録のできる人（団体登録の場合は代表者）

- （ 1 ） 年齢が15歳以上の人（中学生以下は登録できません。）
- （ 2 ） 次の金融機関で預金口座振替を承諾されている人

池田泉州銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・いずみの農業協同組合

（以上の金融機関の全店が対象ですが、できる限り市内又は近隣市町の店舗をご利用ください。）

◎登録の種類

- （ 1 ） グラウンド・テニスコートを利用する目的で登録する場合……個人単位で登録していただきます。また、登録に際しては、市内に居住し、又は在勤・在学されているかどうかを確認させていただきます。（市外の方も登録することができますが、施設利用の抽選申込に参加することはできません。空き施設の利用申請等でこのシステムを利用していただくことができます。）
- （ 2 ） 体育館を利用する目的で登録する場合……団体単位で登録していただけますが、代表者の方の預金口座が口座振替の対象になります。

◎登録申請の方法

- （ 1 ） 「岸和田市スポーツ施設使用料等預金口座振替納入依頼書」と「岸和田市公共施設予約システム利用登録申請書」（正本・本人控）の3枚が一部になった申請書を、予約システムの新規登録より仮登録の上、印刷するもしくは、総合体育館または岸和田市教育委員会スポーツ振興課で入手し、先ず前記の金融機関に提出し、口座振替による納付の承諾を得てください。

なお、申請書氏名と口座名義人は、必ず一致させてください。

- （ 2 ） 3枚の申請書のうち、「岸和田市スポーツ施設使用料等預金口座振替納入依頼書」は、金融機関が保存しますので、それ以外の2枚を受け取ってください。（その際、申請書の「取扱金融機関の口座振替による納付の承諾欄」に金融機関の名称の記入、承諾印の押印があるか必ず確認してください。）

- （ 3 ） 下2枚の申請書を総合体育館窓口に（月1回不定休・12月31日～1月2日は除く。）午前9時から午後9時30分までの時間帯（日曜・祝日は午後5時まで）、または岸和田市教育委員会スポーツ振興課（市役所旧館地下1階）の窓口に月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日は除く。）の午前9時から午後5時30分までの時間帯へ持参のうえ、登録手続きをしてください。

原則、総合体育館窓口にて申請をしてください。

- （ 4 ） 本人が来れない場合は、同居家族の方が代理人として手続きがすることが出来ます。ただし、本人からの代理権授与通知書と本人の身分証明書（運転免許書等、コピー可）、代理人の方の本人確認ができるものをお持ちください。

◎有効期間等

登録した日から3年後までが有効期間となります。その後、一定期間利用がなければ自動的に廃止となりますのでご注意ください。

◎施設の利用申込方法

手 続	日 程	対象施設	対象期間等
抽選の申込み	毎月10日～19日	総合体育館、中央体育館	3ヵ月後に当たる月の1日～末日 1ヶ月につき50コマ（時間）まで
		運動広場、テニスコート 公園施設	2ヵ月後に当たる月の1日～末日 市内登録者のみ申込み可能 1ヶ月につき50コマ（時間）まで
抽 選	毎月20日	全施設	
抽選結果の確認と 当選施設の予約	毎月21日～28日 まで	総合体育館、中央体育館	3ヵ月後に当たる月の1日～末日
		運動広場、テニスコート 公園施設	2ヵ月後に当たる月の1日～末日
空き施設の予約	毎月1日～	総合体育館	2ヶ月前の1日～利用する当日まで
		中央体育館	2ヶ月前の1日～ 利用する日の14日前まで
		運動広場、テニスコート 公園施設	1ヶ月前の1日～利用する前日まで
予約の取消し	利用日の前日 （当日）まで	全施設	22日前までの取消しは無料
		総合体育館、中央体育館	21日前から2日前まで取消しは、 使用料の50%を徴収 前日・当日の取消しは 使用料を100%徴収
		運動広場、テニスコート 公園施設	21日前から前日まで取消しは、 使用料の50%を徴収 当日の取消しは使用料を100%徴収
施設のご利用	利用日当日	利用許可書を施設職員に提示してください	
施設使用料の 支払い	利用日の翌月 の18日	18日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日に振替を行います。	

◎登録内容の変更及び登録の廃止について

変更する内容に応じて、銀行での手続きが必要であったり、手続きできる日程等に制限がある場合がありますので、詳しくはスポーツ振興課までお問い合わせください。